今号の内容

アメリカ合衆国に広がるガザ攻撃への抗

リカの支援で強力な軍隊を保有し

階級闘争こそ閉塞社会の打開の道 米国

リベラルvs保守派ではなく、上下の 修正シオニズム=もっとも危険な侵略

入統領選の曖昧さを考える

「物価と賃金の好循環」などは真っ赤

http://www.workers workersnet@workers--net.net

半年1000円(郵送) PDF 判

200円 (ワーカーズ社)

655

可触民」の実像 国家統制 なウソ アベノミクスは低賃金政策だ ③ 局裁大法廷へ 知っていますか?障がい者 袴田事件再審公判が結審 の「合理的配慮」 コラムの窓・・・ 外国籍の人たちへの かし軍事保守派の動きには警戒を⑤ 旧優生保護法による強制不妊訴訟が最 読書室『カーストとは何か』インド「不 ネットだけの人気に限界 百田新党 《国による自治体への指示権》強まる また一つ、戦時態勢づくり 鈴木真弥生著 差別排外を許さな 巌を人間ら 8 9 (10) (10) ルを攻撃したことをきっかけに、 デモや抗議行動を続けています。 イスラエルはガザ地区に対する大 イスラム組織ハマスがイスラエ

ラエルによるガザ攻撃を非難する アメリカ中の大学生達が、イス 5 規模な報復攻撃を行っています。 者の中に多く含まれていることか 亡くなっており、女性や子供も犠牲 この戦闘でガザでは多くの市民が 世界の多数の人々はイスラエル

を非難しています。

種支援も継続している状況です。 持しており、 リカ政府は一貫してイスラエルを支 7.迫害などをきっかけに、行き場を イスラエルはナチスによるユダヤ ところが一 イスラエルに対する各 連の戦闘に関してアメ

政府などの力を た国です。 借りて作り上げ たちがアメリカ イスラエル建

生らを中心にイスラエルに抗議す

ルの報復が激化するにつれて、

学

失ったユダヤ人

国の り、 されることにな 人たちが追い出 くのパレスチナ 居住していた多 これが現 際 現地に 在 議デモが発生したのは、 る運動が高まっています。 アメリカ各地の大学で激し

九六〇 い抗

殺戮反対運動です。 年代以来の出来事です。 Ď, 当時はベトナム戦争反対運動で 今回はイスラエルのガザ Ó

す。学生運動は、 運動は共通点が多いように感じま 私は、 六十年前の運動と今回 歴史的に見れば

ました。

アメリカ政

題の発端となり のパレスチナ問

じような動きがあります。 政治的組織化の手腕を身につける 持っています。 のを助ける、計り知れない力を 何千人もの若者が長期にわたって 日本の大学でも同

あり、 ころがガザ地区に対するイスラエ 系アメリカ人がいるため、 爆され、多くの子供の命が失われ 同情を示す声が聞かれました。 と思います。国内に多くのユダヤ に対するジェノサイドの共犯者だ ました。アメリカはパレスチナ人 ています。一方、パレスチナは、 ハマスに攻撃されたイスラエルに 長年、イスラエルによる占領下に 今回の戦闘では病院なども空 多くの市民が困窮していま 最初は と



援を続けてきま とイスラエル支 するため、 返さないように する迫害を繰り はユダヤ人に対 そしてイ ずっ にし、応援していくべきだと想い

スラエルはアメ

私達は、このような運動を大切

弥生)

発行委員会 編集・発行 『ワー ズ』 横浜市金沢区六浦南 4-19-2-101

修正シオニズム=もっとも危険な 侵略主義を止めよう!

ばかりではなく、もう一つのパ 力的に展開されています。 たちの「入植食活動」が一層暴 ダン川西岸地区でもシオニスト レスチナ「自治区」であるヨル 対する壊滅的な攻撃を繰り返す イスラエル軍が、ガザ地区に

ルの攻撃が飛び火しつつありま にあたるレバノンにもイスラエ 道されるようにイスラエル北部 レバノン国境で交戦激化」と報 さらに頻繁に「イスラエル・

る思想・歴史観です。 るいは修正シオニズムと呼ばれ 思想と計画が存在するのです。 それが「大イスラエル主義」あ するネタニアフ政権の一貫した 背後には極右シオニストが支配 発生しているのではありません。 こうしたことは、 単に偶然に

■大イスラエル主義とは?

部 在のヨルダン川西岸・東岸の う思想です。この地域には、現 エル国家の領土とすべきだとい 故郷とされる地域全体をイスラ 書」によるユダヤ人の歴史的な 大イスラエル主義とは、 ガザ地区、レバノン南部、

は聖書の約束によってこの土地を 与えられたと主張します。 ヤ教の教えに基づいて、ユダヤ人 シリアの一部が含まれます。ユダ

要だと主張し領土の拡大や侵略を のパレスチナ人のわずかな自治区 の脅威にさらされているため、安 全保障上も「大イスラエル」が必 た、イスラエルは常に周辺国から も認めるつもりはないのです。ま ゆえに、ガザやヨルダン川西岸

正当化しています

ル(約束の土地)の全領土に対す 閥以上に過激です。修正主義者は を持っていて、エレツ・イスラエ とにおいてシオニズム内の他の派 る主権に対するユダヤ人の権利を 全領土を占領するというビジョン 主張してきました。 このような修正主義シオニズム 主に領土の最大化を目指すこ

■侵略の正当化は認められ

以来推進してきました。修正主義 を否定して「領土を拡大」を建国 シオニズムはシオニスト運動内の ルは、領土範囲を定めた国連決議 このような過程をへてイスラエ

す。

です。 ギーはイスラエルの右翼政治の基 強力な派閥であり、そのイデオロ エルの侵略主義の思想的核心なの がったのでした。これこそイスラ ニアフ政権与党)の発展につな 礎でありそれは、支配的な社会主 正主義はリクード党(現在のネタ イデオロギー的競争者でした。修 義労働シオニズムに対する主要な

リクード党は、修正シオニズム 特

をうかがっていると考えられま アやレバノンなどへの侵攻の機会

の批判を受けています。アラブ人 の間の紛争解決を難しくしていま 略攻撃がイスラエルとパレスチナ やパレスチナ人への残虐非道な侵 その政策はパレスチナ人

> 取っていのです。これでは中東の の領土的野望は燃え盛るばかりで 権を主張しています。その彼らが 継続しいるので、このイスラエル ところが米国が巨額の軍事支援を 戦争は収まることがありません。 まさにイスラエル政権の中枢に陣 国の最大版図を指す言葉⇒約束の 土地)全土に対するユダヤ人の主 場する古代ユダヤ=イスラエル王 レツ・イスラエル(旧約聖書に登 修正シオニズムはこのようにエ

ザ、西岸、レバノンへの領 ■イランとの戦いより、ガ 土野心を優先か

否定し植民を進め、さらにはシリ からこそガザや西岸の「自治」を シオニズムの影響を強く受けいる に領土問題に関する政策は、修正 そのため、リクード党の政策、 ネタニアフ政権の与党であるリ スキーの思想を引き継ぎ、現在の クード党の基盤となっています。 創始者であるゼエフ・ヤボチン えます。今後の展開は勿論不明で ン攻撃(核施設 ル政権は対イラ すが、イスラエ ラエル報復は中東戦争の危機と言 破壊)を当面 使核空爆やそのイランによるイス 「手控え」それ

はもとよりアラブや国際社会から

バノンの一部の武装勢力掃討を口 決起してほしいものです。 権の一貫した政策だと言えます。 ニズムに占められたネタニアフ政 性もあります。それが、修正シオ スラエル国民は打倒すべく闘いに を何より止めなければなりませ 実に戦禍を拡大し、占領する可能 ん。さらにイスラエルの政権をイ 米国政府のイスラエル軍事支援

■補論— 部の分裂 イスラエル指導

四月初めの在シリアのイラン大 は、 しました。ガンツが求めた計画 は、戦時内閣から離脱すると警告 ヤフ首相に求め、応じない場合 あるガンツ元国防相は、パレスチ 6月8日までに定めるようネタニ ナ自治区ガザの戦後の統治計画を イスラエルの戦時内閣の一員で アメリカなどが入ったガザ地

野心の達成を優れるられます。繰り返しますが、クロールの達成を優れます。 CHARLES ! ・シャス ・統一トーラー ・ユダヤ連合 AP ガラント 国防相

ガンツ

いである領土的 よりも本来の狙

> 合と西岸の入植・統治、そしてレ 区を暫定的に統治する組織の設立 などです。これに対してネタニア フはそれらを一蹴しています。 •

教的な価値観を国家政策例えば 政党)と連携することが多く、 ユダヤ統一トーラなどの超正統派 として、宗教政党(特にシャスや とに積極的です。つまり、 「大イスラエル」に反映させるこ ネタニヤフは、リクードの 侵略的 宗

毛の対立でしかありません。解決 タニアフの「大イスラエル主義_ るのかもしれません。しかし、ネ ていますが、背後に米国が存在す 傾向があります。パレスチナ問題 党よりも世俗的な政党と連携する の小さなカギ穴があるとすれば、 家解決」もすでに現実離れした不 は言うまでもなくガンツの「二国 における「二国家解決の支持」し ことを目指しています。 るしかありません。 よる戦時内閣打倒の運動を期待す イスラエル国民とパレスチナ人に 取っており、宗教の影響力を抑 え、世俗と宗教のバランスを取る 「青と白」は一般的に、 ガンツは、より世俗的な立場を 宗教的政 彼の政党

員であるガンツのこれまでのジェ 許しがたいものです 、サイドの罪はネタニアフ同様に いずれにしても、戦時内閣の

ラビド前首相

阿部文明

上下の階級闘争こそ閉塞社会の打開の道バラルと保守派ではなく、

なに支持されるのか・・」東京新 ました(「トランプ氏はなぜこん る、というとらえ方の記事を読み リベラリズムへの保守反動」であ らに反発を感じている と言うことです。 ようになってきた・・・ 応すべきであると考える と。強い規制をもって対 の行き過ぎがあり、それ の問題で民主主義や自由 のかなりの部分がこれら じたものであると。国民 などの拡大への反動が生 ズム、そして中絶の権利 入、LGBTやフェミニ 聞)。つまり、移民の流 ポピュリストが大いにこの社会の

塞社会の打開の道 右対立ではなく、上 下の階級闘争こそ閉 ■イデオロギーの左

たどり着こうと策動しているので

「裂け目」を活用して権力の座に

会の根底に岩盤のように よりは「上下対立」が社 には「左右対立」という せん。しかし、より根底 え方も的外れではありま 広がりつつあることを示 確かに、このような捉

トランプ人気とは「行き過ぎた とです。とうぜんこれは感情論で す。つまり、新自由主義=グロー あり、真の貧富の差の解決ではあ つけられるようになったというこ 本主義の現代的進化形態)によ バリズム(二百年の伝統を持つ資 りません。しかし、トランプらの の怒りが、移民や貿易自由化にぶ 貧者や没落の危機にある中間階層 た。このような経過を経て、その 者が多くの富を独占するように ではウオール街の金融富豪や成功 化、生活の困窮化が発生し、他方 り、雇用の喪失や劣化、治安の悪 なってきました。米国における 「中間階級の没落」といわれまし

ランプに利用されている ■格差という社会分断がト

このように、トランプ派の(マガ 力は何といっても現実の深刻な格 =MAGA)運動が成長する原動 差社会なのです

やく沈静化しつつ、予想されたリ 現在の米国は、インフレがよう

していると考えるべきだと思いま(セッションにも陥っていません。 米国は少なくともマクロ経済的に 思いきやトランプに対して劣勢に せない問題があります。 回っているのです。ここには見逃 の年を迎えたので当然優位か、と 績をひっさげてそのまま大統領選 言うことです。バイデンはその実 は「優等生ぶり」を示してきたと

表される不安定化が進みました。 底辺では雇用がギグワーカーに代 ウオール街の躍進が鮮明となり、 危機(2008年)の後には再び された社会の疲弊です。世界金融 た米国経済の表向きの好調さに隠 たバイデン政権の拡大財政措置 一般大衆は、コロナ下で推進され (インフレ抑制法など) で一定の つまりトランプ旋風は、こうし

みつけられつつも、その怒りを集 ないとすれば、彼らの一部はトラ ちには大いに潤ったのでした。踏 働者あるいは農民や中小企業は貧 come」が日本と同様に下降し 帯収入household in 義」に飛びついたというわけで ンプの乱暴ででたらめな「保守主 団的に具現化する党派にも出会え 困化し、ゆえに、企業や資産家た による大衆的追加収奪が発生し労 続けています。これは、インフレ フレの爆発と相まって、「実質世 晋三(中日スポーツ)。 という間に経済回復」by

座を目指しているのです。そのた 断を活用して時流に乗り、権力の るのです。トランプやMAGA 等を叫ぶ時代的状況が醸成され彼 変革」「米国を再び偉大に」「ワ 者・被抑圧者の真の闘いの道とは までもなく危険なことです。貧困 を得そうなのです。これは、言う からも20%以上トランプは支持 激戦州では、移民や黒人有権者層 めに「没落する白人」のみならず アゲイン)運動は人々の苦悩と分 に有利な展開になってきたと言え シントンのエリートを叩き潰す」 (メイク・アメリカ・グレート・ 「リベラリズムで堕落した社会の

> 言えません。 を超えた没落しつつある大衆の不 落層」ばかりではなく人種の区別 こうして従来の「白人労働者零

恩恵を受けつつも、その後のイン

安と憎悪を既成の民主党的支配層

成功しているようです。以上が米 にぶつけることにトランプは一定 大統領選の中間的状況です。

(阿部文明)

物価と賃金の好循環」などは真っ赤なウソ アベノミクスは低賃金政策だ

ているのも当然です。 が報道され、国民的怒りが集まっ この2年前の安倍晋三氏の発言

も一層「苦境の労働者の見方」 もかかわらず、前回大統領選より トランプは個人的には富裕者に

見せかけることができます。 ました。円安政策とは労働力の安 氏の「証言で」改めて明確になり 海外では「安い割に良い製品」と 実質よりも低く評価させ、その分 売りにほかなりません。労働力を 安政策でしかなかったことが安倍 アベノミクスという政策が、円 •

| その結果、労働者の作り上げた製 不能なぐらい深刻化しています。 政策は現在まで実質的に継続され 為にする偏った政策でした。その 例えばトヨタなどの自動車産業の ています。しかも今や円安は制御 入れることのない、輸出大企業、 小企業も含めた国内産業を考慮に つまり、労働者は勿論のこと中

「1ドル300円になれば、あっ 安倍 造物が安く国外に流れ、海外の原 油などのエネルギーや食料品、そ 他はなくなるのです(輸入インフ レなどと言われます)。 の他消費財は実態よりも高く買う

損失に見舞われてしまうのです。 総裁(当時)は「円安断行」の アベノミクスの司令塔である黒

タなど)のために、国民は大きな

つまり、一部の輸出産業(トヨ

緩和)、国債爆買いを続けたわけ ために金利下げ(異次元の金融大

ます。これは世界史的に見ても異 すでに30年間の傾向的な実質賃 質所得の低下は日々明らかです。 か月連続で実質賃金が低下してい 金の低下に加え、ここに来て24 をもたらしたが、労働者庶民は実 しかし、輸出産業に一定の利益

真っ赤なウソです 「物価と賃金の好循環」などは 例中の異例です。

阿部文明)

《国による自治体への指示権》

強きる国家統制 ――また一つ、戦時態勢づくり――

注ぐ戦時態勢づくりの一環でもあ る。これも近年、岸田政権が力を 示権拡大。 を強行しようとしてい に繋がる国による自治体への〝指 き進む岸田政権。国家統制の強化 発足以降、戦時態勢づくりに突 大 置

ていきたい。 増す。草の根から反対の声を拡げ の戦争を招く恐れがより現実味を

◆強まる "国家統制!

創設する地方自治法改訂案を国会 持つ地方自治体への「指示権」を に上程し、5月14日から衆議院 に推し進めている。 今国会に国による法的拘束力を

この法案の主なポイントは次の

その他、国民の安全に重大な影響 を及ぼす事態 て規模な災害、感染症の蔓延、

指示権行使の要件

使は必要最低限

戦時態勢づくりが進めば、現実 指示権発動の対象に「その他_

態勢づくりに繋がる法整備を強引 岸田政権は、今また一つ、戦時

組みがない

総務委員会で実質審議に入ってい 方行政全般へ

ようなものだ。

国民の生命等の保護のための措 れまで〝主従関係〟だった

個別法が想定していない事態行 のが、対等、な関係に改められた 経緯がある。

主な論点は次のようなものだ。 国の指示権は地方行政全般に拡

」の段階から可能 発動時期は非常事態の「おそれ

る。

が含まれる 想定される具体的な事態が示さ

関係となる 乱用されれば国と自治体は主従

明記だ。だからこの改定案が成立

バーする一般法での《指示権》の

すれば、原則、どんな事態でも、

地方の意見聴取は努力義

閣議決定が歯止めになる

指示の適否を検証する仕

◆《対等》から《従 属》へ――対象は地 地方自治法改正案に関する主な論点

とされている。2000年 関係は、法的には、対等。 施行の地方分権一括法でそ 現在の国と地方自治体の

政府の説明や見解

災害などに並ぶ非常事態なら

治体に対策実施を指示できる

国による 非常事態が発生したとの根拠で、 《指示権》の行使が可能

ら ◆発動は「恐れ」の段階か

自治法という自治体業務全般をカ 本法や感染症法など)で国の《指 《助言・勧告》にとどまるものだっ 示権》が明記されたもの以外、 による《指示権》ではなく、地方 それを今回の改訂では、個別法 具体的には個別法(災害対策基

ことは、国と地方の関係

明している。

よって自治体を戦時態勢に組み込 政府が判断すれば、国の指示に あるいはその「おそれ」があると だけでなく、いざ有事 (=戦時) ねない。成立すれば、大規模災害 まで政府であって、発動の対象や むことができる。 ている。それを判断するのはあく それ」の段階から発動可能だとし の発動時期について、「発生のお 時期は拡大適用 (=乱用) されか

指示権の行使

規模災害 ◆お題目は、 つでも

る」ものだとしている。具体的な 対応できない事態に限って行使す に特に必要な場合」に て、「国民の生命等の保護のため 政府はこの法案の必要性につい 「個別法で

症大流行などを想定していると説 ケースとして、大規模災害や感染

国による自治体への指示権行使 見える。 権は、有事が切迫しているという 段階から、国による指示権の行使 に服させる、という思惑が透けて で自治体を否が応でも政権の命令

国各地の空港や港湾の整備計画な として運用されることは目に見え 政権による戦時態勢づくりの一環 どをみれば、今回の改訂が、岸田 の創設や自衛隊の南西シフト、全 ここ数年の政権による安保法制

いることは明らかだ。

るのか、という問いに対し、具体 ないからだ。 ば「有事」にも言及せざるを得 的な説明は避けている。言及すれ んなケースでの発動を想定してい 担当相である松本総務相も、ど

火

ている。が、歴代のどの政権も、 国や政府の権限強化に際して、そ を非常事態に備えるものだ、とし 要するに、政権は、 今回の改訂 行政による不当な処分に対し、国

れは戦争準備のためだ、などとは 言わない。大規模な自然災害など を持ち出してくる。今回の指示権

示権を行使するのか、具体的 ケースへの言及は避けている。単 しかし政府は、どんな場面で指 強化についても同じだ。 *恣意的運用* か "歯止め"か、それとも

等と反論されるのを避けるため、 ると、個別法で規定すれば良い、 うだけだ。具体的なケースを上げ と見られている。 でも行使できるようにする、とい に個別法で規定していないケース こんな姿勢を見せられれば、政 クルーズ船ダイヤモンド・プリン 歯止めになる、という指摘もあ

今回の改訂が、政権の暴走

態」と、しっかり「その他」を 民の安全に重大な影響を及ぼす事 組み込んである。この「その他」 災害、感染症の蔓延、その他、国 は、「有事」「戦時」を想定して 現に、改定案でも、 「大規模な

ものだ。

政府による暴走も防げた、という り迅速な対応が可能であり、また る指示権が規定されていれば、よ

た。そのとき、具体的な政府によ

大きな混乱が拡がった経緯があっ

で、法的根拠無き政府の要請で、 染での全国一斉休校の要請の場面 セス号内感染での患者の搬送など

具体的には、コロナ禍での大型

の場面、安倍首相によるコロナ感

ろう。《乱用》というよりは、 うした拡大運用を正当化すること される可能性の方が、より危険だ 記は、むしろ拡大運用《=乱用》 とはいえ、一般法での指示権明 そ

求した。その審査請求は、本来、 が行政不服審査法に基づく審査請 縄県が不承認にした件では、政府 に、今回の改訂の眼目がある。 では、国による設計変更申請を沖 現に、沖縄の辺野古の埋め立て

をねじ曲げて政府の行動にお墨付 判断させた。要するに、法に主旨 扱い、して、国土交通省に是非を 正当化するための改訂なのだ。 ことなく、政権の正当な行為だと いる。そうした゛禁じ手゛に頼る る埋め立ての代執行も強行されて きを与えたわけだ。現に、国によ 政府は、沖縄防衛局を〝私人

国家主導の先取り

振ってまかり通るようにことにな 国による自治体の蹂躙が大手を た今、今回の改訂が行われれば、 そうした国の振る舞いを見てき 《対等》から《下請け》への

定された。 九州・四国を中心に16施設が指 さらには、その指定さえも拡大 共に、次々と反故にされている。 湾有事は日本有事: "一戦交える

民や民間団体を救済する制度だ。

那国島と石垣島の民間空港に乗り されたものだ。 を利用することがないよう訴えて 入れた。平時に米軍機が民間空港 ル駐日米大使が米軍機で沖縄の与 運用するかのように、エマニュエ いた沖縄県の要望を無視して強行

あるのは明らかだ。

づくりの一環として整備されつつ で見てきたことは、全て有事態勢 れているか分からない。が、ここ くりも、どの範囲まで手が付けら

る他はない どと一体となって、戦争準備態勢 づくりの地ならしの一環だと捉え 要空港・港湾の軍事利用の拡大な "指示権: 行使、全国の民間の主 これらも、国による自治体への く、虚構に過ぎない。抑止力=軍

る、というのは事の

一面でしかな

軍事力強化が戦争抑止に資す

反対行動を草の根から

た。今、それらの歯止めは、 9条を始め、戦争を出来なくする 法制や歯止めが数多く作られてき かつて敗戦後の日本では、 憲法

> ガザ侵攻を見るだけで明らかだ。 クライナ侵攻やイスラエルによる

今国会では、野党の一部が反対

る誘因も大きくなる。ロシアのウ

事力を整備すれば、それを行使す

「地方自治法改正案」は強権政治=緊急事態条項 世論を形成していたからだ。 平和への想いと結びつき、強力な 争への痛切な反省が、人々の反戦 文があったからではない。あの戦 条が力を持っていたのは、単に条 ておくべきだった。かつて憲法9 れる以前に、そうした思惑を封じ い。本来であれば、国会に上程さ しているものの、成立可能性は高

利用できるよう整備 隊や海上保安庁などが 港などを平時から自衛 たとえば全国の民間空

(滑走路の延長など)

「特定利用空港・

策も進められている。

現にそれを先取りしたような施

いま、戦争態勢づくりで勇まし

昨年秋の段階で38の

拠点空港・港湾」) だ。

ユース」の「特定重要

港湾」の指定 (当初の

「軍民デュアル

れたが、今年4月1 港湾・空港が候補とさ

げていきたい。

廣

る反戦の声を草の根から大きく拡 た。私たちとしては、それを上回 い声を多く聞かれるようになっ

手始めに沖縄県や

現在進められている戦争態勢づ などという勇ましい言葉と ネットだけの人気に限界 「事保守派の動きには警戒を 百田新党

氏らによって設立された新興の政 尚樹氏とジャーナリスト・有本香 日本保守党は、去年作家・百田

政策などを政策提言して日本の保 とって初の国政選挙です。しか に出馬したのが、日本保守党に 守層の掘りおこしを狙っていま 盟の強化による、外交・安全保障 値観の回帰とか、反面では日米同 族観や勤勉さといった日本的な価 ローガンに掲げ、戦前の古風な家 公認の飯山氏は4位で落選し 四月の衆議院東京15区補選 「日本を豊かに、強く」をス

日本保守党の理念は次のようで

伝統的な家族観や価値観を尊重 少子高齢化対策や子育て支援 24

や減税などの新自由主義的政策を 指すとしています。政策の整合性 れと矛盾していますが、規制緩和 などの政策を推進すると。またそ のでしょう が活躍できる国」を目指している な搾取すなわち「世界で一番企業 新自由主義による労働者の無制限 のないのが特徴と言えば特徴で す。結局はアベノミクスのような 通じて、経済成長と雇用創出を目

窮乏化しかイメージできません しています。軍治派による国民の の深化など軍事力の底上げを目指 さらに自衛隊の強化や日米同盟

を積極的に進めるとか、産業界向 的改革を推進する、憲法改正議論 や英語教育の強化など、教育保守 政策の特色は教育基本法の改正

生きるのか 受する日本を立 人は、誰のため |期待する根 明らかで をうたって 発電の活 けの原子力 べったりも れでは業界 います。こ 民衆の

全く見えてきません。 経済格差の根本是正など

れます。 継承」していくことが明記されて 綱領にも「安倍政権時代の政策を も安倍元首相と親交があり、党の 派の結集を目指したものと考えら は要するに安倍派の中の保守反動 います。そうなのです、百田派と 支持者や関係者を中心に多くの支 持を集めていました。百田氏自身 党設立当初から、安倍元首相の

あったのです。ゆえに百田・有本 制のど真ん中に存在して来たので キ利益誘導政治において(公明支 や理念に対する高い支持で長期政 などの文化人による「口先保守」 す。安倍政治はこのような自公体 権を維持しているのではありませ 不可能でしょう。 では安倍派に取って代わることは 議会多数派を維持してきたので 持を得つつ小選挙区制の恩恵で) ん。彼らは業界利権とそのバラマ 自民党はそもそも政策

働者の生活苦は日々明らかなので 路線、そして日本経済の衰退と労 な保守反動の動きは警戒すべきで す。時代の閉塞状況のなかで過激 た中国、ロシアなど隣国との対立 とはいえ、日本政府が自ら招

A B

本的改革—

しょう。

カーストとは何か』ィンド「不可触民」の実像

鈴木真弥生著 中公新書 九八〇円

る入魂の一冊である〇 か。こうした私たちの疑問に答え 層間の関係とはいかなるものなの 階層とはどのようなものでその階 そのカーストの中のさらに細かい 機能を果たしているのか。そして カーストとはどのような社会的な ものか。またインド社会において ではカーストとは一体どのような く規定するのはカーストである。 ○人口十四億人のインド社会を強 事件が起きたが、これをきっかけ に戦後のインドの政治を長く支配 特に激しくなる。そして実際にヒ 宗教的対立が続き、九〇年代には 教徒との間には、インド独立後も ンドゥー至上主義の立場からイン な政策を採ることに反発して、ヒ 間企業の国有化などの社会主義的 ンドゥー教徒がモスクを破壊する してきたインド国民会議派がこの ること、また汚職などの政治腐敗 ドを純粋なヒンドゥー教国家にす

上位カースト出身者が多い インド人民党の指導部には

張するインド人民党が台頭した。

その指導部には上位カースト出身

の根絶、自由主義経済の徹底を主

め、ヒンドゥー教徒とイスラーム スラーム教徒も数多い。そのた 言われている。しかし実際にはイ で一般にヒンドゥー教の国家だと 立時にパキスタンと分離したこと 最近、注目されるインドは、 年に政権復帰したのだ。 との融和へと方向転換させ、 首モディの指導の下でイスラム教 策のため一旦下野するものの、党 獲得し、○四年には過激な宗教政 者が多い。彼らは九八年に政権を

た身分制度が結び合わさった制度 的価値観によって上下に序列され る相互依存関係と、ヒンドゥー教 カースト間の分業によって保たれ すなわちカースト制とは、

間関係である。貨幣制度がない 業体制に基づいた相互依存的な人 関わる。ジャーティとは、社会分 れ)と「ヴァルナ」(色)が深く で生産物やサービスのやり取りが が決めるなどの閉鎖的な集団の間 では、職業が世襲され、結婚は親 に米をもらう等の自給自足の社会 それには「ジャーティ」(生ま カーストとは何か

れたヒンドゥー教のインド全土へ ある。そしてバラモン教がインド 団がカースト制となる。 関する規制を持つ排他的な人口集 習により、結婚、職業、食事等に の拡大とともに社会に根付いた慣 の土着宗教と混合する中で再編さ で創出された社会的な身分制度で めた制度ではなく、伝説化された 「アーリア人」によるバラモン教 そもそもカーストとは、国が定

なのである。 各

行われていた。またヴァルナと 例えばツボを作る集団が替り

ストとは何か

民階層)の四種からなり、バラモ トリヤ(王侯・武人階層)、ヴァ みである。カースト制の社会的で イシャ(平民階層)、シュードラ ンが一番上に位置する序列の仕組 (上位三ヴァルナに奉仕する隷属 般的理解もこれである。

り出したのだ。 まさに「アーリア人」が実体を作 陸に侵攻した「アーリア人」が先 から十二世紀にかけてインド亜大 たものの、その実体はなかった。 スクリット古典籍では言葉はあっ 住民族につけた言葉であり、サン

付け加えられたのである。 三ヴァルナに奉仕する隷属民階 モン(祭官階層)、クシャトリヤ (平民階層)、シュードラ (上位 (王侯・武人階層)、ヴァイシャ そして紀元後数世紀には、バラ の四種のカーストのさらに下 「不可触民」のカテゴリーが

は 「不可触民」=ダリトまた 「指定カースト」

問題がある。

見るカーストとは、 緯があるが、詳説は省略したい。 のである。そして現在の「不可触 の中で絡み合って出来上がったも ティ」と「ヴァルナ」が長い歴史 絡み合って出来上がった同様の経 民」の各階層にも長い歴史の中で 「不可触民」の現地語は、ヒン 現在のインドで私たちが実際に 「ジャー

は、バラモン(祭官階層)、クシャーディー語で「アチュート」、タミ ル語で「パライヤ」であるが、現 る。そのため、本書では彼ら自身 在それらは差別語と忌避されてい している。インドの行政用語では が積極的に使う「ダリト」を使用 「指定カースト」が用いられてい

ヴァルナとは、紀元前十五世紀 二億百三十八万人いる。宗教別に 十二・六%を占める 実はカースト的慣習がある。なぜ まとめれば、約八割を占めるヒン ドゥー教徒九億六千六百二十六万 一億七千二百二十五万人やキリス 人以外のイスラム教徒 ト教二千七百八十二万人の中にも ダリトの人口はインド全人口の

宗教へと改宗したにもかかわら 定するヒンドゥー教を棄教して他 ドゥー教からの改宗者が混じって ず、カースト制はついて回ってい いるからである。 つまりカースト制を積極的に肯

である。 ストの存在そのものは前提であ 止」がある。しかし憲法でもカー は出生地を理由とする差別の禁 カースト的慣習はなくならないの る。当然、差別解消といっても、 インド社会に深く根付いている 教、人種、カースト、性別、また インド憲法の第十五条に「宗

は、ダリトは経済的弱者というだ したがって今でもインド社会で

けではなく「蔑視された、不浄の のである。 ている。この社会的な差別は続く コミュニティ」とラベリングされ

ダリト解放の模索

最近の運動でまず問題になったの の改革か、のどちらを目指すのか の改革か、ヒンドゥー教を脱して は、ヒンドゥー教の枠組みの中で ド政治」の主題である。 別批判と解放の模索―迷走のイン カースト制批判とダリト解放の この問題は、本書の第2章 差

ルの目指した道である。 の中での改革は、七世紀半ばから で、後者はダリトのアンベードカ 前者はガンジーの目指した道 そもそもヒンドゥー教の枠組み

かというと、差別を嫌ったヒン

であった。

るのである。ここには実に根深い だ。 立場であった。彼は、不可触民制 ナ制は撤廃ではなく改良せよとの ヒンドゥー教とカースト・ヴァル 支持するものの、その根源となる 教の改革はガンジーが指導した 現実の差別はなくならなかった。 よりすべてのカーストは平等であ 動」がある。それは神への帰依に 九世紀半ばに南インドで興隆しイ が、不可触民制の廃止は全面的に ンド各地に拡大する「バクティ運 のないカースト制を目指したの るとの理念で行われたものだが、 二十世紀に始まったヒンドゥー

これに対してアンベードカル

るのではなく、インド社会全体を は、ヒンドゥー教の要素のみによ を目指した。 貫く社会問題として、政治的解決 カーストや不可触民制の慣習

とした。彼の思想は彼の信奉者の 運動として、今も継続されてい 視野を持ち、自身の状況を自覚し カーストの憐憫にすがるのではな の状況から解放されるには上位 自力で改革に取り組まねばならぬ く、ダリト自身が教育を受け広い アンベードカルは、ダリトがこ

が有名であり、今後ダリト運動内 の連帯が課題である。 その流れではダリト・パンサー

つのこと インドで今後注目すべき三

その一つは、イギリス植民地時

があり、それを受けるためには大 用試験等の人生の節目に「指定 学入試や奨学金の公募、公務員採 る。彼らには留保制度という優遇 められたことにより、逆にカース 代に導入された「指定カースト」 されているからである。 カースト証明書」の提出が必要と ト意識を持続させている現実があ ダリトに代わる公的概念と認

ゆえに、彼の信奉者はダリトの枠 ことと、政治的解決を求めた思想 なのである。 権利が与えられるべきだとした。 異なる集団であり、独自の政治的 気が高揚していることである。ガ のである。 にダリトの存在と権利等を定めた たが、ダリト出身のアンベードカ ンジーはヒンドゥー教の枠内でダ ルは、ヒンドゥー教徒とダリトは リトへの差別意識をなくそうとし を超えて現在注目されている存在 二つ目は、アンベードカルの人 アンベードカルは、インド憲法

未来を切り開きつつあるからであ る。かっての貧困からも解放され 見る重要性である。彼らは着実に 方の変化からインド政治の未来を 三つめは、ダリトの人々の生き

合理的配

治的に一票を持つダリトとの関係 ドゥー至上主義の立場からインド される。そうした中で、ヒン は、目が離せないものとなるだろ と主張しているインド人民党と政 を純粋なヒンドゥー教国家にする トの台頭とその活躍が大いに予想 今後は、インド政治の中でダリ

遺が

る基本書として、読者には本書の ダリトの実態とインド政治に関す 読をぜひ薦めたい その意味においてカースト制と

(直木)

7

人々からは、彼らが優遇される カーストの人々、つまり一般枠の

自分たちには不公平だという

留保制度に対しては、それ以外の

だからこのようにダリト支援の

旧優生保護法による強制不妊訴訟が最高裁大法廷へ

選手権大会が5月17日から9 た。コロナ禍から3年遅れて今 日間にわたって、行われまし 神戸では、世界パラ陸上競技

年に開催となっ 会ですが、実の 戦しました。共 ポーツ競技に挑 本代表は66 たようです。日 理念を掲げた大 ろげる」「すす 生社会の実現へ める」との基本 「つなげる」「ひ 168種目のス 1073人が、 代表選手も含め 人、海外からの 早い解決を」と意気込みをあらわ ます。兵庫からは3人の原告が直 懸念しています。 賢二さんは「時間がない。一刻も 与えられ、そのうち92歳の小林 接意見を伝える「弁論」の機会を 頭弁論は原告8人が予定されてい 原告10人のうち、大法廷での口 かありません。最高裁でたたかう いよ最高裁へ。大法廷では、15 で裁判を行います。年間に数件し 断を示す事案について裁判官全員 て重要な問題について、重大な判 人の裁判官が揃い、例外的に極め ところで、強制不妊訴訟がいよ

疑問が残りま だったのかと、 ところはどう

者

がいへの配慮さ コーナーなど、 から押す体験 業。選手の乗っ ピールする企 れた車種をア た車椅子を後ろ 示場を設けて障 には、自動車展 「つなげる」と 競技場の近く

d ま

?

ころは少しあるかと思いました のか、その時だけになるのではと が、これがどう日常的に培われる にされています(3月21日での 院内集会での発言)。

ら再開と、1日かけての審理を実 る「合理的配慮」なのでしょう 判所として障害者差別解消法によ を報道していました。これは、裁 開催にあたり、障がいのある傍聴 りあるものにと願わずにいられま を増やし介助の体制を整えること 者への配慮のために、手話通訳者 今回の最高裁大法廷での口頭弁論 せん(原稿執筆は5月22日)。 から休憩をはさんで午後は2時か 5月29日、午前10時30分

通訳者の配置を求める再度の申入 でも神戸地裁に「情報保障・手話 4月26日、 「歩む兵庫の会」

口頭弁論(5月23日) 兵庫第3次訴訟第4回

われました。 をなかったことにしようとい のですが、これは国家的誤り 的安定性」(公益)というも の扱いです。国側の主張は「法 の裁判と同じく「除斥期間」 陳述が原告代理人によって行 で提出された準備書面要旨の 裁判の争点は、①これまで 「弁論更新」があり、これま 今日は裁判官交代に伴う

うもので、まさに「正義・公平」 が優生手術を受けた事実は認めら に反する暴論です ②被告国が、現時点で原告ら2人

判所はまだ結論を出していませ の証人採用を求めていますが、裁 ③原告側は(原告以外の)ふたり ん。手話を禁じた口話主義教育を

責任で配置すべきと回答を要請し ティアとしての手話通訳者ではな 務化の周知ができていないので る裁判所が今年4月からの民間業 れ」を行い、これまでのボラン 者も含む「合理的配慮」の法的義 ています。まさか、公的機関であ く、裁判所の業務として裁判所の

すが、周りの労働者が気づく配慮 場からも当事者が発信できるので 勢は、全ての政策に影響していま 2014年。日本政府の遅れた姿 関わらず、日本が批准したのは は?と勘繰りたくなります。 碍者権利条約」が採択されたにも こそが大事だと思います。 ^。「合理的配慮」は、民間の職 2017年、ワーカーズ「色鉛 2006年、既に国連では「障

筆」で紹介した「日本初、 最高裁

次ページに続く

る、出来ないことを求めるもので に優生手術を強制されたことの認 これは、聴覚障がい者である原告 場を迎えます。 もっとも、その前に最高裁で大 この裁判も山場を迎えます。 さて、次回口頭弁論は7月18 とを証言する予定だそうです。 受けた原告にとって、言語の理 たりの証人が採用されるのか、 原告だけの陳述になるのか、ふ 日10時半から神戸地裁です。 法廷が開かれ、全国の裁判が山 言葉の形成が困難であるこ

れない、と主張している点です。

識、その証拠書類の提出を求め

大法廷に白状と車椅子を持ち込 保障された生存権をどう考える た。堀木文子さんの障害福祉年金 む」(1982年判決)と堀木訴 給すべきだと思います。 は、子ども個人の権利としての支 るようです。本来、児童扶養手当 向けの教材として議論は続いてい か? という観点からの司法試験 の裁判でした。その後は、憲法で と児童扶養手当の併給をめぐって 訟の記事を、読み返していまし

す。皆さんも考えて見て下さい。 場での関心をもち、周りへの配慮 問を持ちました。職場で改善を要 は自然にするものではと思いま もと。「つながる」には日常的な た場合、配慮はしてもらえないか か、贅沢な要求と管理者が判断し 求しても、それが本人の甘えと ことを誰が判断するのか? と疑 いう言葉を聞いて、合理的という 障がい者への「合理的配慮」と



608票を獲得、 最下位当選者 選したものの、

942票と差はわ

張です。 る為に存在してい 護」に反対します。 2023年12月 に悪用されていま 安全な生活をおく 金は日本人が安心 や「外国人生活保 全に暮らせる日本 も日本人が 安心安 ずかでした。 して生活させる為 に。「移民政策」 その候補者の主張 ずいぶん乱暴な主 出入国在留管理庁

外国人への差別を 府大東市議選で、 に行われた、大阪 あおる候補者が落 2024年4月 341万1000人 で、前の年 に在留する外国人はおよそ 33万6000人増え、過去最多 となりました。 日本に住む外国人の生活環境 同じ 時 期 に 比

外国籍の人たちへの 差別排外を許さない!

を、良くしていくために考え行動 じ日本で生活している方々の状況 限、入管施設の長期収容解消を図 中の強制送還停止を原則2回に制 での危険を避けるため、難民申請 思います。 する、これこそが進む道であると は、劣悪です。国籍は違えど、同 日本に住む外国人の方で、本国

『外国人より

生命の危機に陥ります そして今、永住者の在留資格の

法律や税

刑 (現行法の懲役・禁錮に相当す 又は窃盗等の一定の罪により拘禁 に加えられています。 に規定する義務を遵守しないこと 取消事由厳格化する法案、 る。) に処せられたこと、が新た いこと、並びに、住居侵入、傷害 又は故意に公租公課の支払をしな 入管法

今や外国人を楽

税など納税義務、国民健康保険へ の加入義務があります。外国人 れていますが、それは不当なので しょうか?外国人も所得税や住民 現在外国人に生活保護が支給さ る人、日本全体では

活保護を受給してい

よりますと、

末の時点で、

日本

約212万人、世帯

利があるのが当然です。 最高裁は、2014年7月に も、明らかに生活保護を受ける権 国人は生活保護法の対象外」と判 しかし、外国人への生活保護で

断しています。 いとは、不当です。 義務だけ押し付けて、

生活に困窮する日本国籍のない外 国人に対しては、一般国民に対す は る生活保護の決定実施の取り扱い 生活保護法第一条では、 1954年国の通知により、 法の適用対象になりません 外国人

る一方、本国で迫害を受ける恐れ のある外国人にとって強制送還は とができる外国人の 等」、「特別永住者」、 ことのようです。生 を行うようになって 本人の配偶者等」、 者」、「定住者」、「日 在留資格は、「永住 活保護を受給するこ います。あくまでも、 に準じて必要な保護 「永住者の配偶者 八道的な措置という 「難民認定された者」

昨年末時点で、生

ており、この高齢者のうち、 この212万人の生活保護受給

28%世帯数では2. 本人の生活保護を圧迫するような 活保護受給者の占める割合は3

生活保護受給者のうち外国籍の生 のいる世帯が25%、母子世帯が この数字からみると、決して、日 6万9千人で、世帯数としては約 4万5千世帯です。上記の全ての 14%を占めています。 91%が単身の高齢者となってい 者のうち、高齢者が53%を占め その次に障害のある人や傷病者 外国籍の生活保護受給者は約 そしてその他世帯が 8%です。

とです。

数としては164万世帯です。 数字ではないことがわかりま 外国籍の生活保護受給者の現状

ブラジル・ペルーとなっていま が、韓国・朝鮮、次いで中国、3 を国籍別でみると、一番多いの 番目にフィリピンです。4番目に

韓国・朝鮮受給者の平均年齢は なみに日本人の生活保護受給者の 排除され、無年金のままに放置さ す。これには長らく年金制度から うち単身世帯は8割を占めていま を占めており、その高齢者世帯の ち65歳以上の高齢者世帯が6割 目のフィリピン国籍の受給者の場 国国籍の受給者の場合、単身の傷 61. 7歳です。2番目に多い中 平均年齢は56歳だそうですが、 がそのまま反映されています。ち 者の場合は、単身の稼働年齢世代 4番目のブラジル・ペルーの受給 合は、子のいる母子世帯が多く、 病世帯が多くを占めており、3番 れている韓国・朝鮮高齢者の実態 朝鮮が一番多いのですが、そのう の世帯が多くを占めているとのこ 外国籍の受給者の中では、

蕨市でのクルド人の犯罪を問題に あらわれていると言えます。 の来日の背景によってその特徴が この候補者は、 外国籍の生活保護受給者にはそ 埼玉県川口市や

要居住地のトルコで弾圧され、難 民として各国に身を寄せていま 独自の文化を持つクルド人は主

と叫ぶデモまでが 頻繁に行なわ ターネット上の書き込みだけでな スピーチが激化しています。イン 暮らすクルド人を排斥するヘイト めました。 川口市や蕨市に多く ない」と指摘し、国に是正をもと 険未加入で適切な医療を受けられ を余儀なくされている」「健康保 ついて「就労できず不安定な生活 法相に提出しました。 仮放免者に に続いて2度目となる要望書を、 い「仮放免」の立場にあります。 い日本では相当数が退去命令を受 しています。難民認定基準が厳し 辺に2000~3000人が暮ら 日本でも埼玉県川口市とその周 町中で「日本から出て行け 就労できず、 、口市は昨年9月、2020年 健康保険証もな

何なんだと思います。 実ですが、多くのクルド人は普通 ら問題にするヘイトの方らには に生活しています。これをことさ れるようになっています。 また外国人への日常的な差別と クルド人の犯罪があったのは事

私には理解できません。 まで外国人を攻撃するその感覚、 じ人間なんです。 国籍が違うというだけで、ここ みんな同

差別排外の危険な動きにス トップを!

る」、「虐殺する」と言ったり、 出す中で、特定の国の人がその自 外国籍の政治活動家の「強制送 治体を「侵略する」、「乗っ取 対した人たちが、反対する意見を されましたが、今回の条例案に反 市の2市あります。2021年、 **還」を求めたりといったヘイトス** 投票を認める条例案惜しくも否決 は、神奈川県逗子市と大阪府豊中 住民と実質的に同じとしているの 東京都武蔵野市での外国人の住民 点) あります。 要件を日本国籍の 自治体は43(2021年4月時 ピーチをやりました。 外国人が住民投票に参加できる こうした動きを許さない行動が

求められています。 (河野)

654号訂正

が正しく、訂正します。 ありました。「うち17項目」 ジの2段目16行「47項目 線建設への疑念」記事で8ペー 記載しましたが数字に誤りが (うち30項目・・・)」と 654号「リニア中央新幹

ムの

る、などです

ヘイトスピーチによる差別があ いう理由で賃貸契約ができない、 アルバイトができない、

外国人と

して、外国人という理由で就職や

3 日 日 2024年

終利益が4418億 3月期連結決算の最

頭に立ち、翌年7月 連合会の会長とな 働や燃料価格の低 としては、原発再稼 たと公表。その要因 円で過去最高となっ 加をあげています。 下、販売電力量の増 には早くも大飯原発 月、八木誠関電社長 (当時) は電気事業 3・11後の4 、原発再稼働の先 況です。

口にしてから死ぬのが、 原発3号機を、同2 働させています。 月には4号機を再稼 16年1月には高浜

を実現。さらに、 3・4号機の再稼働

原発をゼ を再稼働させ、今日 老朽美浜原発3号機 月には40年越えの そして、21年6

> までに現有原発7基をすべて再稼 働させています。3・11前の の見直しを求めるまでになってい

いるということを示し続けな

西電力は4月

働させた結果、原発依存企業関電 で廃炉に、残る7基を次々に再稼 と大飯1・2号機は採算上の判断 11基体制から、美浜1・2号機 が復活してしまいました。 ちなみに、電事連は1952年 と、そういった課題を全て解決す こっている。あれもこれも考えら れる手段を全て投入していかない いか」「『依存度を低減する』と るようなことにならないんじゃな いう表現は削除していただきた 「いろんな環境変化がすでに起

2019年に発覚した金品受領問 2011年3月に発生した福島第 就任してきましたが、東電は 題以来、会長職を辞退している状 の経営トップのいずれかが会長に る東京電力、関西電力、中部電力 発足以来、3大都市圏を拠点とす 原発事故以来、また関電は い、と。

策の方向性を示す「エネルギー基 可能な限り低減する」とする方針 17日の会見で、「原発依存度を 吾会長(中部電力社長)は5月 本計画」について、電事連の林欣 そしていま、国のエネルギー政

なって、もう10年は過ぎたで まっています。私は当初、参加し 店前抗議行動に参加するように が大人の責任」だと思って、休ま は「原発をゼロにしてから死ぬの 者が入れ替わり、少なくなってし しょうか。その間に少しずつ参加 たりしなかったりでしたが、いま さて毎週金曜日、朝から関電本

け」といったスローガンを掲げ、 | きたないぞ!原発稼働でカネ儲 あれこれの横幕や旗を立て、

す。 くる関電社員 に示していま 昼休みに出て 任もあります。

問題を抱えて 業が社会的に 関電という企 かりませんが いないのか分 るのか、思って どう思ってい それを見て

美術館があるので通行人が多 新しくできた大阪市立中之島 て行く人もいます。 見かけます。なので、 て、という反応や、写真を撮っ く、外国からの観光客もよく ければならないと思うのです。 向いには国立国際美術館や 時には話 が頑張っ

過ぎます。 ただ、大多数は無関心で通り んて文句を言う人もいます。 たら電気どうする・・・」な

し込んでいく人、「原発なかっ

こんなこといつまでと思うこ められません。核のゴミを次 節ですが、寒い時期や雨の日 世代に残してしまう、 電に負けたことになるのでや になります。そういう時は、 のスタンディングは泣きそう ともありますが、やめたら関 また、いまはとてもいい季 その責

川柳のようになるのを考える のはおおむね5・7・5で、 ミ!中間貯蔵で捨てるのか」 かんだりするので深みには のが愉快だし、いい文句が浮 いぞ」というもの。こういう 「地震多発!関電若狭も危な 最近の自信作は、 「核のゴ

袴田事件再審公判が結審

終了後の記者会見は通常よりやや 求刑した。公判がながびいた為、 が結審、予想どうり検察は死刑を 5月22日袴田さんの再審公判

た)」と答えた。弁護団としても ひで子さんは「聞こえない 死刑求刑に対する意見を問われ 事前に死刑求刑には一斉 に抗議する予定だったが

たのだろう。 「聞こえない」ものだっ

その機会を逸するほど

した。

むシーンがあった。

1898年 (明治31年) に

久しぶりに憲法に触

れ今もあらゆるとこ

と「巌は無実だから無罪」と発言

1,

「心神喪失」のため巌さ

15回の再審公判には 昨年10月に始まった 地裁。 ち望む。

ならばその法廷で んの姿はない。本来 一声の限りに無実を

叫ぶ、機会を奪われ

世

法の罪は重大だ。 を与えてしまった司 のつかないダメージ た。精神に取り返し 間弁護士いわく検

弁護団報告

勢で、不毛だと発 もらしく主張する姿 きく取り上げもっと 事な事実に目を向け 察の論告は終始、 ず、細かい事実を大 大

昨年3月、そして

再審決定である。 かな新証拠」が認められた上での つまり「無実を言い渡すべき明ら 10年前にも2度の再審開始決定

を示すべきだったが、ほとんど失 れを言い渡すべき「明らかな証拠 ひで子さんは穏やかにきっぱり 検察は有罪を主張するなら、そ

多くの支援者と共に無罪判決を待 30歳だった青年は今、88歳。

判決は9月26日午後2時静岡

根幹

澄

ない」と主人公が読 において、差別され 社会的身分又は門地 済的又は社会的関係 の下に平等であって、 翼」の第1話の冒頭 により、政治的、 人種、信条、 に「憲法十四条 ている朝ドラ「虎に この春から放送され 、性別、

ろで差別されている を痛感した。 変わっていないこと 78年たっても何も が制定されてから 社会は、 憲法十四条

士、戦後は判事、 庭裁判所の設立に奔 に日本初の女性弁護 このドラマは戦前

するとすべて あっても婚姻 とだ能力が なんというこ 条~十八条) い』(旧十四

能力者にされ

奪われて無

走して裁判官になる三淵嘉子氏 りにも女性を見くだしている言 がモデルの物語だ。ドラマの中 葉に驚き調べてみた。 ていた娘が「こんな時代があっ 権利を奪われて離婚も自由にで 者」「結婚すると女は全部男に で「婚姻にある女性は無能力 いた。私も「無能力者」とは余 たとは知らなかった」と驚いて きない」と言う言葉に一緒に見

単位として1つの戸籍を作り、 性が婚姻前は成年として能力者 持って統率(支配)すると家父 る家族全員を絶対的な権利を 戸主である家長がそこに所属す 長制度が明記されている。 施行された明治民法は「家」を

ければならな 者となってしまい、重要な法律 行為をするには夫の同意をえな であっても婚姻によって無能力

持してきたのだ。

なると思う。 差別のない社会を女性法曹

シーンが好きなので楽しみに と「はて?」と首をかしげる している。 主人公が理不尽なことがある 「虎に翼」のドラマの中で

法がそのまま現代まで続いてい き妻は家事と育児という明治民 ようにに求められ、夫は外で働 ではないか。結婚後は夫に従う ると言わざるを得ない てしまうとは女性差別そのもの 在でも慣習などに「家」とい の家制度で家父長制的な意識 氏の継承が存在し続け、 う意識が残り、実態は男性の 126年も経っているのに現 が浸透しているのだ。女性は

長年

家族の関係を天皇と国民になぞ うのだ。やはりいつの時代も政 支えること、家長である戸主と 的の一つに天皇制の国家体制を 治的な目論みがあるのだ。 られ天皇は国の家長としたとい この家父長制度の政治的な目

ることの怖さを感じてしま

も) 男性にも無意識の中にあ

結婚したら家事育児を担うと

いう考えが女性にも(私自身

侵害そのもの)制定されてから 会が作られ女性の権利を奪い、 卑」を法制化して男性中心の社 なった。明治民法で「男尊女 後の民法改正で家制度は廃止さ 心理的支配をして従属関係を維 1947年 (昭和22年) 戸籍の単位が夫婦単位と (今では人権 戦 ちの人権は守られ差別はなく ステム化すれば女性も子ど きづらさを感じている人たち

社会全体で支える仕組みをシ

高齢者、

障害のある人た

が、物理的にも精神的にも経

て支え合っていくことだ。 も社会全体みんなでおこなっ ためには仕事も家事育児介護 こうした価値観を払拭する

済的にも困難にならないよう

望んでいるだろう。 の先駆者である三淵嘉子氏も